

委員会提出第三号議案

介護福祉士等修学資金貸付制度復活を求める意見書

厚生労働省は、団塊の世代が高齢化を迎えるまでに、毎年七万人の介護福祉士が必要であるとの試算を発表しているが、介護福祉士を目指す生徒の激減により、介護福祉士を養成する大学・短期大学並びに専門学校の定員充足率は六〇パーセントと、著しい定員割れが生じている。

厚生労働省の試算のとおり、今後、多くの介護福祉士が必要になってくることは自明の理であるが、このまま推移すると介護福祉士の不足により、我が国の高齢化社会の将来図は、まったく実現できない危険性を孕んでいると推察される。

こうした中、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から平成二十一年度から平成二十三年度までの間、介護福祉士等修学資金貸付制度が実施され、大分県内では本制度を利用した卒業生のほとんどの者が県内の社会福祉施設等に就職するなど、介護福祉士の養成及び若年層の雇用創出に寄与しており、本制度が終了した現在でも、利用を希望する学生が後を絶たない。

以上のことから、介護福祉士の質・量の確保という点で、本制度がいかに時宜を得たものであったか証明しているといつて過言ではない。

よって、国会及び政府におかれては、国の全額負担により本制度が復活されるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年十二月十二日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 殿

参議院議長 平田健二殿

内閣総理大臣 野田佳彦殿

財務大臣 城島光力殿

厚生労働大臣 三井辨雄殿